

第2回長野市特別職報酬等審議会 議事の概要

日 時:平成20年7月28日 午前9時30分から

会 場:長野市役所 第一庁舎8階 第一委員会室

出席者:委員10名、議会事務局2名、事務局(総務部長、職員課4名)

○議事

(1)市長、副市長の給料、退職手当の額改定の適否について

会 長:前回審議会において委員から求められていた、市長の時給についてと、長野市の財政状況の推移について、事務局からの説明を求める。

事務局:平成19年度における市長の勤務状況を確認したところ、1年間で2,625時間勤務していた。実際にとることができた休日は40日。この休日を除いた1日平均の勤務時間数は、約8時間であった。時給に換算すると、約4,960円という結果であった。

—事務局から、長野市の財政状況の推移について、資料1に基づき説明—

会 長:委員から、資料(平成19年7月26日付け信濃毎日新聞の写し/長野市の平成18年度普通会計決算に関し、実質公債費比率が18%を超える見通し、との記事)を配布いただいた。これについて、委員からの説明を求める。

委 員:平成18年度の決算から新たに導入された実質公債費比率という指標について、国では18%を超えると黄色信号、25%を超えると赤信号としているが、長野市については18%を超える見通し、という報道があったので、参考にさせていただければと思う。この中で、市の財政課としては、厳しい視点で財政健全化を進めたい、との意向が示されている。

会 長:事務局、そして委員から説明をいただいた。これらの内容を基に、市長、副市長の給料の額改定の適否について、意見交換をお願いしたい。

委 員:激務をこなす市長の時給が低いことに驚いた。それなりの給料を支給する必要がある。その上で、しっかり仕事をしてもらいたいと考える。

委 員:賃金調査をしていると、引き上げることに對して民間企業の労働者は心情的にいかがか、というのが正直な気持ち。現状でよいのではないか。

委 員:実質公債費比率を見ると、中核市の中では36位、県内市の中では16位。いずれも平均を下回っている。借金を減らし、財政を健全化させるよう努力する必要がある。そんな中で特別職の給料だけを引き上げることの合理性は認められないし、市民の感情からしても納得が得られない。引き上げることは難しい。少なくとも、現状維持が妥当と考える。

委 員:市長の時給に関連して伺いたい。夜間や土曜、日曜の勤務についても含まれているのか。

事務局:含んでいる。

あわせて、実質公債費比率に関連して補足説明を申し上げる。基金残高については、平成 11 年度末は 300 億円、合併後の平成 16 年度末では 330 億円、平成 19 年度末の見込みは 310 億円となっている。また市債残高については、長野オリンピックを開催した平成 9 年度末には 1,926 億円、平成 16 年度末で 1,818 億円、平成 19 年度末の見込みでは 1,541 億円となっており、年間の償還額は、年々減少してきてはいるものの 220 億円程度となっている。

委員：市長の時給は、安いと考える。しかし、この時期に引き上げるという選択はいかがなものか。

委員：平成 19 年度に成立した「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」において、地方公共団体の財政状況を判断するために新たに四つの指標が導入されたが、実質公債費比率はそのうちのひとつ。これが 18%を超えたということは、大きく受け止めなければならない。トップの姿勢としては、据え置きか、引き下げ、ということと考える。

委員：一般の会社の社長と立場は同等と考えられることから、市長の時給は高いとは言えないのではないか。しかし、委員から提供されたような新聞記事により、長野市の財政状況がよろしくない、多くの借金を抱えている、ということが、市民の共通の認識となっている。赤字を抱えた会社が社長の給料を引き上げることは考えられない。労働の厳しさを理解したとしても、引き上げるという選択は厳しい。

委員：市民の感情としては、現状のままだとよいと考える。

委員：据え置きが妥当だと考える。団体の役員報酬審議会の委員を務めているが、ここ 2～3 年間は据え置き又は引き下げの答申をしている。団体の構成員の感情を考慮し、市場の状況等を加味しながら、このような答申としているもの。市長の大変さはよく分かるが、前回改定時（平成 16 年度）と比較しても、経済の状況は良いとはいえない。今年の春闘、ボーナスの支給状況を見ても、ほとんどマイナスの状況にあっては、据え置きが妥当ではないか。

委員：市長のスケジュールは、本当に過密である。しかし、市民感情からして、引き上げることはできない。据え置きがよいと考える。

委員：現在の経済等の状況から、引き下げるといった意見が大勢になるのではないかと危惧したため、引き上げについて提案した。委員の皆さんには、市長の激務の様子も理解してもらえたと思う。据え置き、というのが私のボーダーラインの考えである。

会長：皆さんの意見を伺っていると、据え置きという意見で一致していると思われる。市長、副市長の給料については、据え置きということで異議はないか。

委員一同：異議なし。

会長：次に、市長、副市長の退職手当の額改定の適否について、意見交換をお願いしたい。先ほどの給料に関する考え方と違う観点はありますか。

委員：退職手当の額を改定することとなると、長野市特別職の職員等の退職手当に関する条例第 3 条にある、率を改定するということか。

事務局：そのとおりである。

委員：支給率を見ると、県内市では、各市とも共通の考えに基づき条例が制定されていると思われる。上限は50%だと理解してよいと思う。問題は、これを引き下げるかどうか、という点。4年の任期が終わるごとに、大きな金額が退職手当として支給されるということで、市民の視点から見れば、高額と思われる可能性もある。ただ、支給率を下げる場合、どのような合理的な理由で引き下げるのか。先ほどの実質公債費比率に基づいて下げる、といっても、必ずしも連動するとは思えない。

委員：退職手当に関して、市民感情ということを考えるときは、各市との比較をすべき。中核市では23位であり、それほど高いという認識はない。妥当ではないか。

会長：市長、副市長の退職手当については、据え置きということでよいか。

委員一同：異議なし。

(2) 政務調査費の現状等について

－議会事務局から資料2及び3に基づき説明－

会長：ただ今、政務調査費に関して議会事務局から説明があったが、質問があったらお願いしたい。

委員：政務調査費等検討委員会が開催されているとのことだが、額についての要望等は出されているか。

議会事務局：すでに11回開催されているが、額について市議会の考えをまとめるまでには至っていない。現在、各会派において検討している段階であり、今後意見集約をする予定である。

委員：政務調査費は、必要なものについて支給し、すべて情報公開するもの。これまで審議してきた給料、退職手当とは性格が違うものと考えている。

議会事務局：以前、他都市では第二の議員報酬といった意味合いで支出されていた事例がある、と報道されたことがある。長野市議会では、運用指針に基づき、領収書を添付し、しっかりとした調査研究活動に活用するという約束の下、支出しているものである。

委員：平成19年度会派別政務調査費収支一覧を見ると、例えば新友会では、4,414千円という大きな金額を返還している。これについて議会事務局はどう考えるか。

議会事務局：運用指針に基づき適正に支出されている、という一般的な見方である。新友会の幹部に話を伺ったところ、昨年度の改選後、所属議員が大幅に減ったことにより、会派としての金額が減少し、慎重になり過ぎたのでは、とのことであった。特に、視察を絞ったことによる影響が大きかった、とのこと。

委員：まだ1,500億円余りの市債を抱えていること、そして第一庁舎や市民会館を

どうするのかといった課題があり、仮に建て替えることになると更に多くの借金を抱えることになる。こうしたことを考慮すれば、政務調査費が返還されている現状は、考えなければいけないと感じる。

議会事務局：政務調査費等検討委員会において、議会側の考えを集約することになっている。その中で、指摘があった返還の状況等を踏まえて、議会としての政務調査費に対する意見がまとまると考える。

会長：政務調査費等検討委員会における、一番の検討のポイントは、どこにあるか。

議会事務局：政務調査費等検討委員会では、政務調査費のほか、行政視察についても検討することとしているが、中心は名称のとおり政務調査費の検討である。すでに運用指針の見直しについては論点が整理された。今後は、議会として政務調査費の額についての考えをまとめる予定となっている。

委員：市議会議員の位置付けを考えてみる必要がある。活動日数を見ると、かなりの日数である。兼職している議員もいると思うが、議員報酬だけで生活できるのか。政務調査費の使途を、あれも駄目、これも駄目、と限定してしまってもいいものか。

また、会派に支給されている政務調査費について、使途に関する最終的な責任を議員個人が負わなければならないのはなぜなのか。会派として了承された支出であれば、会派が責任を負うべきである。

会長：政務調査費は会派において使うもの、という認識でよいか。

議会事務局：そのとおりである。

会長：平成19年度の政務調査費について、無所属の議員4名のうち、交付されたのは2名だけだったとのことだが、これはどういうことか。

議会事務局：交付申請があったのが、2名のみであった、ということ。

会長：市議会の政務調査費等検討委員会における検討結果と、本審議会の議論の接点がどうなるのか、分かりづらいところがあるが、どう考えるか。

議会事務局：最終的な結論を出すのは、飽くまでも本審議会であると考えており、政務調査費等検討委員会においても、この仕組みは説明済みである。政務調査費等検討委員会における結論は、市議会としての意思表示であると考えている。本審議会の最終審議までに、政務調査費等検討委員会の結論がまとまるようであれば、報告申し上げたい。

委員：議員の中には、家業をしながら兼職している人が相当数いると思われる。また、政党の仕事で忙しいこともある。そのため、政務調査費の対象となる会議への出席を依頼しても、出席してもらえないことが多く、こうした理由からも、政務調査費の返還率が高くなっているように考える。様々な要素が関係しており、非常に難しい。

委員：政務調査費は会派に交付されるものであるから、会派が了承すれば自由に使っても構わないと考える。使途基準をここまで厳しく規定してしまうと、面倒な申請はしたくない、といった考えで政務調査費を受け取っていない例も多いのではないかと。長野市のことを本気で考えたい、という人が出てこなくなってしまうのは困る。議員報酬の補助的なものと考えて差し支えないのではないかと。

会 長：長野市政務調査費の交付に関する条例及び施行規則を見直した方がよい、ということか。議会事務局の考えはあるか。

議会事務局：裁判例の傾向を申し上げたい。最近の、政務調査費の使途に関し異議を申し立てる訴訟では、額の多少にかかわらず原告が勝訴する例が非常に多くなっている。元をたどれば税金から支出されるものであり、透明性を保った支出がなされるべき、といった判決が相次いでいる。厳正に支出せざるを得ない状況となっている、と認識している。

委 員：やはり、議員報酬と政務調査費は性格を異にするものとする。議員報酬は、生活保障の面を含むものである。一方、政務調査費は、市議会の審議能力を高めて、議案等に反映させるために必要な調査を行うために交付するものである。第二報酬的な面で支給することとなると、非常に不明確となってしまう、議員の調査・審議能力の向上に有効に活用されているか、といった疑問が当然出てくる。むしろ、政務調査費の使途基準を作るだけでなく、有効な支出の中でも、議案や議会活動にどの程度反映されているのか、誰にも分かるようにする必要があると考える。

委 員：議員報酬が低いと言いたい。活動日数から考えて、議員は専従に近い状態である。議員活動は、議員の人間性や持っている知識、調査で得られた情報を総合して行われるものであり、政務調査費を活用した調査によって得られた情報が議会に反映されなければならない、というものではないと考える。

会 長：今の意見は、議員報酬と政務調査費は関連があるもの、との趣旨と受け取る。

(3) 議員の報酬、政務調査費の額改定の適否について

会 長：議論を整理したい。まず、議員報酬の額改定の適否について議論いただきたい。前回審議会の資料における、議員の報酬に係るデータを基に、本審議会としてどう判断するかである。これまでに出示された意見は、議員の活動全体からして、報酬は低いのではないか、というもの。これについていかがか。

委 員：議員の報酬が高いか低いか、と聴かれれば、低いと考える。しかし、政務調査費が報酬を補てんするものである、という議論は行き過ぎであるとする。県内他市と比較すると、長野市の政務調査費は極端に高い。議員の生活を支える報酬のみに着目して議論すべきである。多額の交際費が必要になり、それが生活費にも影響を与えるため大変だ、といったことも聞いたことがある。しかし、政務調査費は、市民のためにどうしたらよいのか、といったことを真剣に考えるための費用だと認識しており、混同されて生活費に回ってしまっているのではない。

サラリーマンの年収は、全国平均で約 543 万円。長野市の議員の場合は、期末手当を除いて 720 万円だが、交際費を含めてこの金額が高いか低いかと聴かれれば、もっと高くてもよいと考える。

委 員：議員報酬は低い。しかし、これを上げることができない、ということであれば、政務調査費を自由に支出できるようにすればよいのではないかと考える。

政務調査費を厳格に支出することは、当然のこととも考えるが、その前提として報酬が高くなければ、議員のなり手がなくなってしまう。昨年執行された市議会議員選挙では、直前まで立候補者数が定数を下回るのではないかと心配された。このような状況では、それなりの保障をしないとイケない。

政務調査費は、なくてもよい。高い報酬が支払われて、その中で調査を行うこともできるのであれば、その方がよい。あまりに厳格に運用することはいかがかが、と考える。

また、最高部長の年収と比較して、議員の年収の方が低いのは、いかがなものかと感じる。

委員：市長、副市長は一人であったが、議員は複数いるから難しい。中には一生懸命頑張っている人もいるし、そうでない人もいるのではないかと感じる。一生懸命頑張っている人に視点を当てれば、低いのではないかと感じる。

委員：最近、飲酒運転により辞職した議員がいた。このような件があると、市民は皆、すべての議員がそうではないかと考えてしまい、報酬ももっと低くすべき、と言う市民が多い。現状では、現行の額が適正ではないかと感じる。

委員：議員の中には、兼務の人と専属の人、二通りの人がいる中で、一本の報酬額となっていることが、一番難しいと考える。志の高い専属の議員であれば、政務調査費の透明性が高まったために、政務調査費として認められる支出であっても報酬から持ち出していることが多いとも思われる。志の高い人が新たに議員になろうとしても、専属では立候補しづらいのではないかと感じる。

会長：長野市の場合、議員報酬は月額 60 万円であり、中核市の中では 28 位。この金額がどんな基準で定められたのかがポイント。生活費を含めた活動の費用として設定されたものとする。バックに財力があるかどうかは考慮されていない。

事務局：中核市の中の位置付け、県内市との比較をする中でしか議論はできないのではないかと感じる。

会長：そこで議論する以外、本審議会での根拠はないと考える。

委員：平成 19 年度の状況を見ると、政務調査費は返還率が高い。県内他市と比較すると政務調査費の額は高いことから、これを引き下げ、議員報酬については、中核市中位の 23 位程度になるよう引き上げてはどうか。

委員：議員報酬と政務調査費とは、やはり分けて検討すべきである。政務調査費は、全会派が押しなべて返還率が高いわけではなく、会派によって返還率が高いところと低いところがあり、一律に引き下げることにはできないと考える。議員報酬については、中核市の中では平均を下回っているが、県内市の中で比較すると、松本市と比べてもかなり高い金額となっている。市長、副市長の給料については現状維持と決まった。議員とは性格が異なるが、議員報酬を引き上げるためには、市民に対する合理的説明が必要と考える。

会長：議員報酬と政務調査費を分けて議論すべきことは、理解いただけたことと思う。事務局に対し、追加で資料提供の要求はあるか。

(要求なし)

委員：一般職の最高部長について、平成 19 年度と 20 年度を比較すると、年収ではどの程度上昇したのか。

事務局：平成 19 年度の給与改定前と比較して、勤勉手当が 0.05 月分上昇しており、金額では約 3 万円の上昇である。

事務局：議会の政務調査費等検討委員会でも検討されるということであり、次回その考え方を聴き、さらに次回の審議会で議論を進めるということではいかがか。

会長：議会の政務調査費等検討委員会における検討状況を提示してもらい、次回には、議員報酬と政務調査費について決定したい。

以上